

# 障害児等タイムケア事業のご案内

新宿区では障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、特別支援学校等に通う障害児等が、放課後や学校休業日（土曜日、春、夏、冬休み等）における日中活動の場を提供する「障害児等タイムケア事業」を実施しています。

## 1 利用できる児童

区内在住の小学生、中学生及び高校生で、障害等がある児童

現在、区内で障害児等タイムケア事業を実施する事業者は、社会福祉法人新宿あした会の運営する障害児タイムケア『まいぺーす』（新宿7-3-29 子ども総合センター3階）です。利用定員は1日当たり30名（うち、身体障害児はおおむね5名まで）です。

## 2 ご利用方法

### (1) 利用についての事前の相談【場所：『まいぺーす』】

利用日、利用時間等についての事前のご相談は、直接『まいぺーす』と行ってください。  
※電話で日程調整の上、『まいぺーす』までお出かけください。

### (2) 利用申請、障害状況の調査

【場所：『まいぺーす』または障害者福祉課（区役所2階2番窓口）】

『まいぺーす』とご相談された利用日、利用時間等の内容について、申請してください。  
同時に、区の職員による簡易な聴き取りによる障害状況の調査を行います。

### (3) 受給者証の発行【場所：障害者福祉課 ※お出かけの必要はありません】

調査に基づき、区が単価区分（1～3）の決定を行い、「地域生活支援事業（障害児等タイムケア事業）」受給者証を交付します。なお、受給者証は区からご家庭に郵送します。

### (4) 施設との利用契約【場所：『まいぺーす』】

交付された受給者証を持って『まいぺーす』と利用契約を行ってください。「利用者負担額・支払方法」「おやつ代、プログラム参加費等の実費負担額」「利用にあたっての留意事項（入所、退所時間、持ち物他）」などについては、『まいぺーす』の重要事項説明書などで、必ずご確認ください。

## 3 ご利用の際の費用負担等

①自己負担額	区分1	区分2	区分3
4時間未満	1,360円	1,650円	2,100円
4～8時間	2,730円	3,300円	4,200円
8時間以上	4,090円	4,940円	6,300円

※上表の自己負担額は、おおよその金額です。実際金額は若干のずれが生じます。

②お迎えサービス利用の場合	1回 1,970円
---------------	-----------

生活保護世帯及び区民税非課税世帯の方の自己負担は無料です。

区民税課税世帯の方については、①+②の金額の10%が利用料となります。ただし、区では平成30年3月31日まで、自己負担額を3%に軽減しています。

\*その他、おやつ代と行事やイベント代等の実費負担を『まいぺーす』へお支払いいただきます。  
(利用契約の際に重要事項説明書等でご確認ください)

### ○ 問合せ先

障害児タイムケア『まいぺーす』 電話 3232-8801（午前11時～午後7時）  
障害者福祉課支援係 電話 5273-4583

